

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和7年11月14日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（千葉）（受）第 2500069 号
厚生局事案番号 : 関東信越（千葉）（厚）第 2500013 号

第1 結論

請求者のA社B事業所（現在は、C社）における平成6年7月1日から同年8月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。同年7月の標準報酬月額については28万円から34万円とする。

平成6年7月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が、請求者に係る平成6年7月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 40 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成6年7月1日から同年8月1日まで

厚生年金保険の記録によると、請求期間に係る標準報酬月額は28万円と記録されているが、給与明細書により、34万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された平成6年1月度から同年12月度までの給与明細書（以下「給与明細書」という。）及び日本年金機構の回答により、請求者の請求期間に係る事業主から届出されるべき厚生年金保険被保険者資格取得時の報酬月額に基づく標準報酬月額（34万円）及び当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（34万円）は、いずれもオンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額を上回っていることが認められる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、34万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間について、請求内容どおりの請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付した

か否かはいずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険の被保険者資格取得に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。